【規程番号　行法Ｘ－001】

# 学校法人行吉学園奨学金規程

（目的）

**第１条**　学校法人行吉学園（以下、本学園という。）が設置する神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、本学園発展の原動力となる優れた人材を育成するために、経済的理由により学業継続が困難になった者に対する経済支援奨学金（以下、「神女経済支援奨学金」という。）、また学業優秀で品行方正な者であり、かつ経済的に支援が必要な者に対する優秀者応援奨学金（以下、「神女優秀者応援奨学金」という。）を設け、支援を行うことを目的とする。

（奨学金の給付対象者）

**第２条**　神女経済支援奨学金は、神女に在学し、経済的理由により学業継続が困難となった者のうち、別に定める要件を満たす者に対して給付するものとする。

２　神女優秀者応援奨学金は、神女に在学し、学業優秀かつ品行方正な者のうち、別に定める要件を満たす者に対して給付するものとする。

３　神戸女子大学大学院に在学する者については、別に定める「神戸女子大学大学院授業料等免除規程」を適用し、この規程の適用を受けることができない。

（奨学金の給付額）

**第３条**　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金の給付額については、それぞれ別に定める。

２　この規程に係る神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金の総額については、年度毎に理事会で決定する。

（奨学金の審査等）

**第４条**　審査に関する事項は、学長が所管する。学長は、審査の結果、神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金を給付する者について、理事長に推薦するものとする。審査方法については、それぞれ別に定める。

（奨学金の給付中止等）

**第５条**　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金を受けた者が、その受給要件を欠くことになった場合は、給付の決定を取り消すとともに奨学金の返還を求める場合がある。

（運用などの規程）

**第６条**　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金に係る選考の方法等、この規程に定めのない事項については、それぞれ別に定める。

（規程の改廃）

**第７条**　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

**附　則**

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料免除・奨励金授与規程は廃止する。

【規程番号　行法Ｘ－002】

# 行吉学園学生弔慰規程

**第１条**　神戸女子大学（認定こども園を含む。）及び神戸女子短期大学の学生、園児（以下「学生」と言う。）又はその父母が死去した時には、この規程によって弔意を表する。

**第２条**　学生又はその父母の死去の連絡を受けた者は直ちに学生課へ連絡する。

**第３条**　学生課は、所定の用紙に必要事項を記入の上、クラス担任、学生事務部長、学生部長を経て学長に報告し、併せて学友会に連絡する。

**第４条**　学生課は、弔電、榊（しきみ）又は供花及び香典を手配する。

**第５条**　香典は学生３万円、父母１万円とする。

**第６条**　この規程は、学長が学生部長（園児に関する事項は園長）の意見を聴いて変更することができる。

**附　則**

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

【規程番号　行法Ｘ－003】

# 行吉学園学生寮規程

## 総　則

（目　的）

**第１条**　学校法人行吉学園神戸女子大学、神戸女子短期大学は、建学の精神に基づき、教育の一環として住所遠隔で通学が困難な学生のために学生寮を設置する。

２　学生寮は、規律ある共同生活を通して、本学学生にふさわしい円満な人格を養うことを目的とする。

## 管理運営

（管　理）

**第２条**　寮には寮監をおく。

（運　営）

**第３条**　学生部長は学長の命を受け、寮監及び寮生の指導監督に当たる。

（寮運営委員会）

**第４条**　寮の管理運営に関する諸事項を協議するため、学生課・施設管財課・寮監からなる寮運営委員会をおく。

（学生委員会）

**第５条**　寮生活の円滑な運営を図るため、寮生からなる学生委員会をおく。

（健康管理）

**第６条**　寮生の健康管理は学医の指導によって行う。

## 入寮及び退寮等

（入寮申請）

**第７条**　入寮を希望するものには、所定の入寮願を学生課に提出しなければならない。

（入寮手続）

**第８条**　入寮願を受理されたものは、指定の期日までに寮費を納入、その他入寮に必要な手続を完了し、入寮の許可を受けなければならない。

（入寮許可）

**第９条**　入寮者は、学長が入寮を許可する。

（入退寮の時期）

**第10条**　入寮は年度始め、退寮は３月中旬とする。ただし、欠員のある場合の補充入寮はこの限りではない。

（入寮期間）

**第11条**　入寮できる期間は、原則として入学時から１年とする。

2　入寮する者のうち、前項に定める入寮期間満了後、引き続き入寮を希望する者については、１年毎に入寮期間を更新できるものとする。ただし、更新の回数については３回（通算４年）を上限とする。

（退寮許可）

**第12条**　年度途中に退寮を希望するものは、少なくとも１ヶ月前に寮監に申し出て、所定の退寮願を提出し、学長の許可を得なければならない。

ただし、原則として年度途中の退寮は認めない。

（退寮命令）

**第13条**　学則・本規程に反したもの、その他寮生として不適当と認められたものに、学長が退寮を命ずることがある。

## 寮費及び費用弁償

（寮　費）

**第14条**　寮費は、別表に定める額とする。

2　一旦納入した寮費は、原則として払い戻しをしない。

（費用弁償）

**第15条**　自己の責任によって、学生寮の建物・施設または備品などを損傷した場合、これによって生じた損害については、実費を弁償しなければならない。

## その他

（規程の改廃）

**第16条**　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

（その他）

**第17条**　この規程に定めるもののほか、学生寮の運営について必要な事項は、各寮生活規則で定める。

**附　則**

1　この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 11 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮規程」は廃止する。

3　平成 14 年 4 月 1 日施行の「神戸女子短期大学寮規程」は廃止する。

**附　則**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

**別　表**（第 14 条関係）

□神戸女子大学・神戸女子短期大学学生寮

（単位：円）

| 名　称 | 入寮費 | 舎費（年額） | 光熱水費 | 施設費 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 行幸寮 | 50,000 | 614,000 | 自己負担 | 12,000 | |

＊入寮費は初年度および入寮期間更新時に徴収する。

【規程番号　行法Ｘ－004】

# 行吉学園学生表彰規程

（目的）

**第１条**　この規程は、神戸女子大学学則、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子短期大学学則の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象等）

**第２条**　表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体に行うものとする。

(1) 大学の学部生及び短期大学の学科生であって、学業優秀で品行方正な全学生の範となる者

(2) 課外活動において、特に優秀な成果を挙げた者

(3) 社会貢献活動において、活動実績により社会的に高い評価を受けた者

(4) 公的機関から表彰された者

(5) 学内外の活動において、他の模範となる行為があった者

（表彰対象者の推薦）

**第３条**　表彰対象者の推薦は、次により行う。

(1) 前条第１号にあっては、学科主任が候補者を選定し、クラス担任の意見を聴取の上、教務部長及び学生部長と協議し推薦する。

(2) 同第２号にあっては、学生部、クラブ顧問及び学友会から推薦があった候補者について、学生委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

(3) 同第３号及び同第４号にあっては、学生部、学科主任及び研究科長から推薦があった候補者について、学生委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

(4) 同第５号にあっては、学科主任及び研究科長から推薦があった候補者について、学生支援委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

（表彰の審議及び決定）

**第４条**　被表彰者は、前条により推薦された表彰対象者の中から、部局長等会議会の意見を聴き、学長が決定する。ただし、学長は決定にあたり教授会又は研究科委員会の意見を聴くことができる。

（表彰の対象期間）

**第５条**　表彰の対象期間は、第２条第１号は在籍期間の全てとし、その他は毎年４月から翌年の３月までとする。

（表彰の方法等）

**第６条**　表彰は、学長が表彰状及び副賞を授与することにより行う。

**２**　副賞は、賞金又は記念品とし、その基準は別表のとおりとする。

**３**　表彰式は、大学、大学院及び短期大学において行い、その方法、時期については別に定める。

（規程の改廃等）

**第７条**　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

**２**　この規程に定めるもののほか、表彰式の方法、時期及びこの規程の施行に関して必要な事項は、大学、大学院及び短期大学において定める。

（所管部署）

**第８条**　表彰に係る事務は、学生課が行う。

**附　則**

**１**　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**２**　短期大学ブルーム賞は、第 2 条第 5 号に定める表彰の対象に基づき表彰することとし、廃止する。

**附　則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 30 年 9 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

**附　則**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）

別　表（第６条関係）

<table>
<tr><th>表彰の対象</th><th>副　　賞　　の　　基　　準</th></tr>
<tr><td>第２条第１号</td><td>10 万円相当の記念品</td></tr>
<tr><td>同　第２号</td><td rowspan="3">①表彰対象が個人の場合は賞金 2 万円<br>②表彰対象が団体の場合は一人当たり賞金 1 万円<br>ただし総額は 10 万円を限度</td></tr>
<tr><td>同　第３号</td></tr>
<tr><td>同　第４号</td></tr>
<tr><td>同　第５号</td><td>①表彰対象が個人の場合は、賞金 5,000 円<br>②表彰対象が団体の場合は一人当たり賞金 5,000 円<br>ただし総額は 10 万円を限度</td></tr>
</table>